司法試験の方式・内容等について

令和７年１１月２６日司法試験考査委員会議申合せ事項

第１　短答式試験

１　出題方針

司法試験の短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが、その出題に当たっては、法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わないものとする。

２　短答式試験の出題形式及び問題別配点

⑴　憲法

問題の出題形式、難易度等を考慮して各問題の配点に差を設ける（例えば、２点配点の問題１０問、３点配点の問題１０問の５０点満点とすることが考えられる。）。

⑵　民法

１問２点配点を基本とするが、３点以上配点する問題も出題する。

⑶　刑法

各問題ごとに配点に差を設ける。

⑷　配点の公表

問題文に配点を記載する。

第２　論文式試験

１　選択科目の問題別配点

選択科目については、問題１問につき５０点配点を基本とするが、例えば、６０点配点の問題１問と４０点配点の問題１問とするなどの傾斜配点も認める。なお、各問題の配点については、問題文中に明示する。

２　答案の頁数（入力可能文字数）

必須科目１問につき８頁、選択科目１問につき４頁とする。

１頁は、２３行とし、１行当たり最大３０文字の入力を可能とする。

第３　答案審査

１　無効答案等

⑴　無効答案

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は、無効答案として零点とする。

なお、採点した答案に当該答案が存在した場合には、採点報告の際、当該事項を次の表示により事務当局に通知する。

> 【　　科目・第　　問】
>
> 審査番号○○○○の答案は、解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案である。
> 〔備考〕
>
> 考査委員氏名

⑵　答案入力箇所の取違い

１問と２問の答案入力箇所を取り違えた場合は、零点とする。

⑶　選択科目の変更

受験願書に記載した選択科目とは異なる科目について解答した場合は、零点とする。

なお、当該答案については、次の表示をして考査委員に通知する。

> 審査番号
>
> 本答案は、あらかじめ選択した選択科目以外の科目について記載された答案につき、採点は零点で処理願います。
>
> 司法試験委員会庶務担当

２　留意事項

司法試験考査委員は、論文式試験の答案審査を行う際、当該答案の記載内容等に照らし、不審と認めた場合には、速やかに司法試験委員会の庶務を担当する法務省大臣官房人事課に連絡することとする。

第４　採点及び成績評価等の実施方法・基準

１　短答式試験による一次評価

(1)　短答式試験の合格に必要な成績を得た者の判定方法

短答式試験の各科目の合計点をもって同試験の合格に必要な成績を得た者の判定を行う。

ただし、短答式試験において最低ラインに達していない科目が１科目でもある者については、それだけで不合格とする。

(2)　短答式試験における最低ライン

最低ラインは、各科目における満点の４０％点とする。

２　論文式試験の採点

(1)　採点方針

ア　白紙答案は零点とする。

イ　各答案の採点は、各問の配点に応じ、次の方針により行う。

選択科目において傾斜配点をするときは、これに準ずる。

(ｱ)　優秀と認められる答案については、その内容に応じ、下表の優秀欄の範囲。

ただし、抜群に優れた答案については、下表の優秀欄（　）の点数以上。

(ｲ)　良好な水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の良好欄の範囲。

(ｳ)　良好とまでは認められないものの、一応の水準に達していると認められる答案については、その内容に応じ、下表の一応の水準欄の範囲。

(ｴ)　上記以外の答案については、その内容に応じ、下表の不良欄の範囲。

ただし、特に不良であると認められる答案については、下表の不良欄［　］の点数以下。

配　点	優　　秀	良　　好	一応の水準	不　　良
100点	100点から 75点 （ 95点）	74点から 58点	57点から 42点	41点から　0点 ［ 5点］
50点	50点から 38点 （ 48点）	37点から 29点	28点から 21点	20点から　0点 ［ 3点］

ウ　採点に当たってのおおまかな分布の目安を、各問の配点に応じ次のとおりとする。

ただし、これは一応の目安であって、採点を拘束するものではない。

選択科目において傾斜配点をするときは、これに準ずる。

割合 ＼ 配点	５％程度	２５％程度	４０％程度	３０％程度
100点	100点から 75点	74点から 58点	57点から 42点	41点から 0点
50点	50点から 38点	37点から 29点	28点から 21点	20点から 0点

エ　採点に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文書表現力等を総合的に評価し理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるものとする。

(2)　採点格差の調整方法

論文式試験においては、

①　受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、一人の考査委員が全受験者の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担していること。

②　各問題ごとに難易度等が異なるため、平均点や採点のばらつきの程度が異なることから、採点格差（考査委員・問題によって、採点結果が全体的に高めになったか低めになったかの差、あるいは、評価の幅が広くなったか狭くなったかの差）が発生し得るので、以下の方法により採点格差の調整を行うものとする。

ア　論文式試験の採点格差調整は、各考査委員が採点した全答案ごとに標準偏差を算出して行う。

イ　各個人の点数（素点）について、当該受験者の採点を行った考査委員の平均点からどの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）を算出して、これを当該個人の得点とする。

ウ　以下の算式により計算する。

例：Ａ委員が採点した甲受験者の答案の採点調整の仕方

$$\text{算式} = \frac{(\text{A委員が採点した甲の得点（素点）} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})}{\text{A委員が採点した答案全体の標準偏差}^{(※1)}} \times \text{配点率}^{(※3)} + \text{全科目の平均点}^{(※4)}$$

※１ A委員が採点した答案全体の標準偏差

$$\text{算式} = \sqrt{\frac{(\text{個人の得点} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})^2 \text{の総和}}{\text{A委員が採点した受験者数} - 1^{(※2)}}}$$

※２ A委員は，受験者の一部の採点を行っているため統計学上の処理として，採点した受験者数から，１を減じて標準偏差を算出する。

※３ 配点率
配点に応じた一定の掛け率

※４ 全科目の平均点
全科目の平均点は，配点に応じて按分した全科目の平均点とする。

(3) 論文式試験の得点

ア １科目の得点は、その科目内における各問の得点の合計点とする。

イ 各問の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点とする。

なお、ここでいう複数の考査委員により採点された得点とは、考査委員により採点された素点を上記「第４の２の(2) 採点格差の調整方法」により調整を行った後の得点をいう。

３ 短答式試験と論文式試験の総合評価

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した総合点をもって行う。

ただし、論文式試験において最低ラインに達していない科目が１科目でもある者については、それだけで不合格とする。

イ 合算の際の配点については、短答式試験と論文式試験の比重を１：８とし、総合点は以下の算式により計算する。

$$\text{算式} = \text{短答式試験の得点} + \left(\text{論文式試験の得点} \times \frac{1400}{800}\right)$$

(2) 論文式試験における最低ライン

最低ラインは、各科目の満点の２５％点とする。

なお、最低ラインに達しているかの判定は、各問ごとに考査委員が採点した素点により次の算式で求めた１科目の点数により行う。

公法系科目、刑事系科目及び選択科目

算式＝(問１を採点した考査委員の素点の平均点)＋(問２を採点した考査委員の素点の平均点)

民事系科目

算式＝(問１を採点した考査委員の素点の平均点)＋(問２を採点した考査委員の素点の平均点)
＋(問３を採点した考査委員の素点の平均点)

科　　目	満点	25％点
民事系科目	300点	75点
公法系科目 刑事系科目	200点	50点
選 択 科 目	100点	25点